

運営会則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、次のとおりとする。

- (1) 名称は、“Media over IP コンソーシアム”とし、読み方を“メディアオーバーアイピーコンソーシアム”とする。
- (2) 英語名称は、“Media over IP Consortium”とする。

(目的)

第2条 ITベンダー・放送機器メーカー・SIer・放送事業者・キャリア等の参加により、ベンダーとユーザーの間にある現状のギャップを解消し、ネットワーク環境下でのリソースシェアなどによりコンテンツ制作の効率化と持続可能な制作環境を実現し、コンテンツの高度化を目標として活動を行い、我が国のMedia over IP(MoIP)の発展および普及に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MoIPプラットフォームの提案（含むセキュリティ関連）
- (2) 国際標準規格に準拠した機器のテスト・マルチベンダー間による機器相互接続検証
- (3) コンテンツ制作のプロセスイノベーションに資するワークフローの提案
- (4) 関連技術セミナーなどによるIP人材育成：放送技術者向けIP技術取得セミナーなど
- (5) 活動成果や集約化されたMedia over IP情報などの会員へ発信、外部へのPR活動など
- (6) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体等を会員とする。
会員は、以下のとおりとする。

(1) 正会員

以下を満たす企業

- ①本コンソーシアムの事業の推進に協力する企業
- ② (2)客員（関係団体・研究機関他）以外の企業

(2) 客員

本コンソーシアムがその目的を達成するために必要な、協力を求める公的機関および団体、研究機関、その他の団体等

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局宛てに提出するものとし、幹事会による入会審査、承認をもって会員になることができる。

- 2 幹事会は、第2条（目的）及び第3条（事業）に照らして、入会申込者が本コンソーシアムの会員としての適格性を有しているか否かを総合的に判断し、入会の承認又は否認を決定するものとする。
- 3 幹事会は、会長から前項に係る諮問があったときは、必要な調査や審議を行い、これらの結果を会長へ答申しなければならない。

この場合において、幹事会は入会申込者に対し、審議等の結果について開示義務を負わないものとする。

運営会則

(会費)

- 第6条** 本コンソーシアムの正会員は年会費及び必要に応じて臨時会費を納入しなければならない。
- 2 年会費及び臨時会費の金額は、総会の決定による。
 - 3 本コンソーシアムは、既納の年会費、臨時会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

- 第7条** 会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を事務局へ提出する事により、任意に退会する事ができる。
- 2 会員は、退会時に会費の未納又は不足がある場合、これを完納しなければならない。

(役員)

- 第8条** 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長を若干名、監事1名（以下、総称して「役員」という。）を置く。
- 2 会長及び副会長、監事は総会において選任する。
 - 3 役員任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。
 - 4 会長は本コンソーシアムを主宰かつ代表する。
 - 5 監事は、本コンソーシアムの活動及び会計について事業年度ごとに監査を行い、その結果を総会に報告し承認を得る。
 - 6 役員が次の各号のいずれに該当する場合、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

運営会則

(委員)

第9条 本コンソーシアムの会議（総会、幹事会及びワーキンググループ等）は、会議ごとにあらかじめ登録された委員、又は**客員**（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等の種別は、次のとおりとする。

- (1) **委員** 正会員の代表として登録された者及び本コンソーシアムが委嘱した有識者等
- (2) **客員** 客員の代表として登録された者及び当該会議が特に認めた前項に規定する委員以外の者（関係府省庁の役職員、学識経験者及び協力者等）

3 **正会員は原則として、次の要件を全て満たす場合に限り、連結対象子会社（会社法で定めるところ）を委員として登録することができる。**

- (1) 本コンソーシアムの会議に当該連結対象子会社委員が参加することを親会社である正会員が管理できていること。

運営会則

(議 決)

- 第 1 0 条** 議決権は正会員を代表する1人の委員が有し、出席委員の過半数の同意により決することを原則とする。
- 2 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
 - 3 前項の規定により議決権を行使する委員は、当該会議に出席したものとみなす。

(総 会)

- 第 1 1 条** 本コンソーシアムに総会を置く。
- 2 総会は、委員及び客員をもって構成し、会長がこれを召集する。
 - 3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 総会は、本コンソーシアムの事業計画、収支予算、会費に関する事項、
その他の幹事会が諮問した本コンソーシアムの運営に係る重要事項を審議し決定する。

運営会則

(幹事会)

第12条 本コンソーシアムの執行機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長がこれを招集する。
- 3 幹事会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第4項に掲げる総会審議事項の立案に関すること
 - (2) 第13条に規定するワーキンググループ等の設置、運営に関する議決
 - (3) 会長からの諮問に対する答申の議決
 - (4) 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた事項の裁定
 - (5) その他本コンソーシアムの運営に必要な事項に関する審議、議決

(ワーキンググループ等)

第13条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループ等を設置することができる。

- 2 ワーキンググループ等は、委員をもって構成する。ただし、幹事会が必要と認めるときは、客員の参加を求めることができる。
- 3 その他、ワーキンググループ等の運営に必要な事項は、幹事会で審議し、決定する。
- 4 コンソーシアム会員は、いずれか1つ以上のワーキンググループへの委員登録を必須とする。

運営会則

（反社会的勢力等の排除）

第14条 会員（委員等として登録された個人を含む。以下本条において同じ。）は、自らが次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを確約するものとする。

- （1）警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- （2）資金や便宜を供与し、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

- （1）詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
- （2）違法行為又は不当要求行為
- （3）本コンソーシアムの事業又は事務局の業務を妨げる行為
- （4）本コンソーシアムの名誉や信用等を毀損する行為
- （5）前各号に準ずる行為

3 本コンソーシアムは、会員が前各項に違反したと幹事会が判断したときは、会員に対して損害賠償義務を負うことなく、その会員に対し警告又は除名の処分を課し、同時に本コンソーシアムが提供する全てのサービスを停止することができる。

(委員資格の取消)

第15条 委員等が次の各号のいずれかに該当する場合、本コンソーシアムは、幹事会の議決を経て、その委員等の資格を取り消すことができる。

- (1) 委員等の登録時に虚偽の情報が提供されていたことが判明した場合
- (2) 会費の納入を正当な理由なく遅滞若しくは拒否した場合
- (3) 本会則に違反した場合
- (4) 本コンソーシアムの事業又は事務局の業務を妨げる行為を行った場合
- (5) 他者を誹謗中傷し、公序良俗に反する行為をした場合
- (6) その他本コンソーシアムが不適切と判断した行為を行った場合

2 委員等が次の各号のいずれかに該当した場合、本コンソーシアムはその委員等の資格を取り消すものとする。

- (1) 委員等が所属する法人が、本コンソーシアムの会員でなくなった場合
- (2) 委員等が、所属する法人を退職又は解雇された場合

（事務局）

第16条 本コンソーシアムの事務局は、一般社団法人電子情報技術産業協会に置く。

（著作物の扱い）

第17条 委員等並びに事務局が、当コンソーシアムの活動の過程で作成した著作物に関する著作権は、原則として当コンソーシアムに帰属するものとする。ただし、別途定めた場合はこの限りではない。

2 委員等並びに事務局は、本会則第2条に定める目的の範囲内で、当該著作物を自由に利用できる。ただし、別途定めた場合はこの限りではない。

(情報の取り扱い)

第18条 コンソーシアム内での情報の取り扱いについて以下に定める。

1 目的

コンソーシアム内で取り扱われる情報の機密性、保護、適切な利用を確保すること

2 適用範囲

この規定は、コンソーシアムに参加する全ての会員、客員、およびその他の関係者に適用される。

3 定義情報：以下に含まれるがこれに限定されない

知的財産、機密情報、技術情報、個人情報およびその他のコンソーシアムが所有するもの。

4 情報の分類情報は以下の2つのカテゴリーに分類される。

公開情報：一般にアクセス可能な情報およびコンソーシアムが公開を許可した内部情報

内部情報：コンソーシアム内で提供されている情報。

5 情報の取り扱い保護

コンソーシアムに参加する全ての会員、客員、およびその他の関係者は内部情報を適切に管理し、会員、客員以外への漏洩等を防ぐよう努めるものとする。

運営会則

6 個人情報取り扱い

本コンソーシアムにおける活動で得た個人情報は、JEITAが定める個人情報保護方針に基づき、コンソーシアムが定める目的の範囲内でのみ利用する。

参考：JEITA 個人情報保護方針 (<https://www.jeita.or.jp/japanese/privacy/>)

(事業年度)

第19条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補 則)

第20条 本会則に定めのない事項や本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の議決等をもって解決する。

- 2 本会則は、総会の議決を経て、改定又は廃止することができる。
- 3 諸活動を行うにあたって、「JEITA 競争法コンプライアンス指針」を遵守する。
- 4 本会則に定めのない事項は、JEITAが定める「委員規約」を準用する。

附 則

- 1 本会則は、2024年11月13日より施行する。